

山運輸第486号の2
山運整第399号の2
令和6年2月28日

管内貨物自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公印省略)

令和6年能登半島地震を踏まえた144時間ルールの取扱いについて

標記について、自動車交通部長及び自動車技術安全部長より別添のとおり通知がありましたので了知願います。

東自貨第389号
東自監第225号
東自保第105号
令和6年2月21日

山形運輸支局長 殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長
(公印省略)

令和6年能登半島地震を踏まえた144時間ルールの取扱いについて

標記について、令和6年2月9日付け国自安第133号の2により、物流・自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので、了知されたい。

別添

国自安第133号の2
令和6年2月9日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震を踏まえた144時間ルールの取扱いについて

令和6年能登半島地震からの復旧・復興のため、全国の貨物自動車運送事業者が被災地域（災害救助法の適用を受けた地域。）に集まり、その事業にあたっている。迅速かつ確実な輸送の確保のため、公益社団法人全日本トラック協会に別紙のとおり周知したので了知されたい。

国自安第133号
令和6年2月9日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局安全政策課長
(公印省略)

令和6年能登半島地震を踏まえた144時間ルールの取扱いについて

令和6年能登半島地震からの復旧・復興のため、全国の貨物自動車運送事業者が被災地域（災害救助法の適用を受けた地域。以下同じ。）に集まり、その事業にあたっている。

現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるが、これにより、被災地域の復旧・復興事業を迅速かつ確実に進めることが困難な場合には、同時間を超過したとしても、当分の間、原則として適用しないものとして取り扱うものとする。その場合にあつては、①運転日報や業務記録等及び災害対応であった旨が確認できる資料を残しておくとともに、②事故防止・過労防止等の観点から点呼など必要な運行管理や休息の確保を確実に行うこと。

貴協会においては、貴会傘下会員に対し周知されたい。なお、今後の復旧・復興事業に係る車両の移動等の取扱いについては、東日本大震災時と同様の特例措置を設ける予定であり、子細については別途通知することを申し添える。